

平成 29 年度 京北やまぐにの郷 事業報告

概況

29 年度は、施設入所支援 48 名、生活介護 50 名にて支援の実施を図った。施設開所から 30 年を経過し、設備の老朽化や不具合に対する改修や補修を行ってきたが、昨年度に引き続き利用者が普通に暮らす生活の場として、環境を整えることを優先する目標を掲げ、男性居室の分割整備を実施した。女性利用者の居室環境の整備及び居室の少人数化（4 人⇒2 人及び 3 人）については、十分な現場調査を実施し検討を重ね、必要相当分の改修を次年度において実施することとなった。

今後において、入所利用者の中高齢化（平均年齢 47.25 歳）及び機能低下の対応が進む傾向にあり、50 代の利用者が 7 名となっている。安心・安全な生活が最低限に保障できるよう次年度も継続して生活環境の整備を実施することが必要と思われる。

医療環境も厳しい状況であり、受診科目が限られ施設における受診対応が困難であるため、ご家族に頼らざるを得ない現状となっている。ご家族の高齢化を鑑みると、医療面での保障範囲について検討に迫られている。

事業面においては、人材確保の充実を目標に掲げたが人材確保に繋がらずに終わる。職員の平均年齢も上昇しており、継続的・安定的な事業継続のためにも若年層の職員確保が不可欠となっている。人材確保において地域的不利な状況もあり、併せて安定的な経営を図るためにも多角的な事業運営を早急に検討し進める必要がある。

社会福祉法人制度改革に沿った法人運営が始まり、ガバナンスの強化、経営の透明性を含む法令に準じた事業実施を進めた。また、社会福祉充実残額を適正に執行するため、策定した社会福祉充実計画に沿った取り組みを開始した。

1 法人の基本理念に対する取り組み・評価・課題

- ① 自閉症をはじめとする知的障がいのある利用者には、自立度を高める支援を行うとともに、個人としての尊厳が守られる幸福な生活の場を提供する。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

利用者個々の障がい特性や個性を踏まえ、個別支援計画に反映し支援サービスを提供した。説明同意については代理人・保護者の立会いを原則とした。支援の質を向上させるため、外部委託による職員研修を継続して実施した。

◇評価

個別支援計画の説明同意については、代理人・保護者に個別に連絡し、利用者の現状を把握して戴くとともに、支援サービス提供に係る同意を得るよう努めた。

◇課題

保護者の高齢化により、利用者の代弁者かつ契約代行者としての役割を成年後見制度利用や兄弟姉妹への代理人変更のケースが見られ、今年度においては必要と思われる 1 ケースについて、行政との連絡により手続きを行った。

成年後見制度利用状況	
親族後見	4名
専門職後見	7名
成年後見制度を検討中	1名
成年後見制度利用が望ましい	1名
成年後見制度申し立て中	1名

② 利用者の個々のニーズに対応した多様な支援ができるよう創意工夫に努める。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

利用者個々の障がい特性や個性を踏まえ、個別支援計画に反映させて支援サービスを提供した。立案の際に代理者・保護者に対し、意思表示が困難な利用者に対して代理者・保護者からの要望も確認した。個別支援計画の作成に係る適切なプロセス管理のため、28年度より会議を利用者全員分実施するため、半期の範囲内に利用者全員の計画作成を行う。また、説明同意については代理者・保護者の立会いを原則とした。

利用者支援の根幹である職員の支援力向上のため、外部委託による職員研修を（年間3回）継続して実施した。※実施実績については評価項目に記載

◇評価

要望やニーズに全て満足に応えることは困難であったが、実現可能なニーズについて、個別支援計画に反映し、サービス提供することに努めた。一括的に計画策定するのではなく、計画立案において検討する機会を設けたため、支援に携わる共通認識を持つことは評価される。また職員の支援力向上では、外部委託研修を継続して実施することにより、研修の受講機会を提供し、関わる利用者を見つめ、理解を深めることと、『気づき』や『見立て』を得る機会を提供することはできた。

・療育研修 実施実績（計3回）

2017（平29）	7月22日（郷）、9月16日（郷）、10月21日（郷）
-----------	-----------------------------

◇課題

入所施設という性格上、利用者の望む実現可能なニーズを支援計画に反映し、全てをサービス提供することが厳しいのが現状である。生活の豊かさを担保するため、可能な限り実現していく工夫と努力を継続する意識は必要である。

個別支援計画策定におけるプロセス管理の徹底は図ったが、会議の調整が難しく、利用者一人一人の支援を十分に掘り下げることについては課題となっている。療育研修を継続実施したが、利用者支援の基本に立ち返る研修の提供を次年度に実施することとした。

③ 虐待を許さないという障がい者の権利擁護意識を高める。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

虐待防止委員会（人権検討委員会）を開催し虐待防止に関するマニュアルの活用と共通認識のため、マニュアルの読み合わせも実施した。津久井やまゆり園事件を振り返る研修会を周知する機会を職員会議内に設けた。虐待事案に関する情報提供や不適切な支援について意識向上に向けた働きかけを行った。

◇評価

人権検討委員会と虐待防止委員会との同時開催となることが多く、個別に委員会を行う設定が厳しい状況であった。年度末会議において虐待防止マニュアルを参加者全員で読み合わせ、共通認識する機会を提供することはできた。

◇課題

権利擁護と人権の意識向上に向け、一層の取り組みと工夫が必要である。不適切な支援における共通認識を高めるための事例検討の場を設けることが今年度内に実施することができずに終わったため、次年度において実施に向けた取り組みを行うことが必要と思われる。

2 運営目標に対する取り組み・評価・課題

※2 の運営目標の取り組み、評価、課題については、3 の「平成 29 年度実施計画」と重複するため、事項の 3 を参照

- ① 法令の順守（コンプライアンス）
- ② サービスの質の向上
- ③ 人材の確保と職員の資質向上
- ④ 利用者の重度化・高齢化への対応
- ⑤ 利用者の権利擁護への取り組み
- ⑥ 地域貢献と社会参加
- ⑦ 法人運営基盤の強化

3 平成 29 年度計画に対する取り組み・評価・課題

3-1) 法令の遵守（コンプライアンス）

- ① 障害者総合支援法をはじめとする各法令を遵守し、適正な施設運営を展開する。

◇取り組み

各法令を遵守し適正な業務執行を図る。経営の透明化を図るため、財務諸表等計算書類については、施設ホームページに掲載した。

◇評価

サービス提供において基本となる法令の遵守においては、逸脱すること無く適正に執行した。特に前述の個別支援計画策定に係るプロセス管理、身体拘束や行動制限においては説明同意のプロセスを遵守した。

虐待防止に係る意識向上のため、虐待防止委員会を開催し、職員に対する意識化を図った。

◇課題

現状においては身体拘束（行動制限）ゼロには至っていない。現在実施している行動制限の実施ケースでは利用者の安全を確保する一面もあり、今後においても十分な検討が必要である。

- ② 障害者虐待防止法に則り、利用者の人権擁護に努める。

◇取り組み

利用者支援において、適切な支援サービスが実施されるよう虐待防止や身体拘束（行動制限）について職員間での共通認識を図った。

◇評価

虐待防止に関するマニュアルを用いて虐待防止に向けての意識化を図った。津久井やまゆり園事件をもとに支援の在り方を探る研修報告で周知を図った。

また、昨年度に設置した虐待防止委員会と同時開催であったが今年度も人権検討委員会を適宜、実施して利用者の行動制限に係る検討の取り組みを行った。

◇課題

虐待は、いつ、どこにでも起こりうる問題として共通認識を持ち、出来るだけ閉鎖的・孤立的になりがちな支援環境になることを防ぎ、虐待を許さないという意識を常に持ち続ける姿勢を維持し続ける仕組み作りが必要と思われる。

3-2) サービスの質の向上

- ① 利用者一人ひとりの障がい特性を理解し、個別支援計画を策定する。計画に沿った支援サービスを提供する。

◇取り組み

今年度も継続して個別支援計画策定に係る、全利用者における検討の場を設けた。4月から9月まで半期内に利用者全員分の検討を行い、計画に反映させていくプロセスを徹底した。定期的な見直しを実施（最低6か月に一度）し、計画と実際の支援が乖離しないよう取り組む。

アセスメント（評価）⇒計画策定⇒提示⇒モニタリングの策定行程について徹底を図り、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：支援、Check：評価、Action：見直し）によって個別支援計画が形骸化しないように取り組んだ。

◇評価

利用者全員の計画策定に係る会議を半期の単位で実行し、漏れ落ちの無い計画策定に向けた取り組みを行った。PDCAサイクルを用いることにより、利用者に対する必要な支援の提供を行うことはできた。

◇課題

昨年度から継続して全利用者の個別支援計画に係る検討の場を設け実施したが、全利用者を網羅し、かつ全職員が周知させていくことの困難さは昨年からの課題であるが、十分な解決策を見いだせない状況であるため、次年度においても課題解決に向けた取り組みを要している。

- ② ケースカンファレンス（会議）の定期的な実施により、支援の共有を徹底する。

◇取り組み

利用者の状況や支援の状況を共有し、利用者支援の向上を図るとともに個別支援計画策定に係る検討と併せて会議を実施する。

◇評価

全利用者の検討実施に取り組むことは達成しているが、時間的な制約もあり、各ケースについて深めていくことを充分には取り組めずに終わる。支援の優先性が求められるケースについては適宜、検討することは取り組めた。

・ケースカンファレンス 実施実績（計 41 回実施）

4月	16日	5月	なし
6月	8日、12日、14日、26日、30日	7月	13日、18日、19日、20日、25日
8月	8日、21日、31日	9月	5日、12日、25日、28日
10月	9日、10日、16日、20日、24日、31日	11月	2日、10日、24日、28日
12月	8日、11日、12日、26日、27日	1月	18日、22日、25日
2月	9日、23日	3月	9日、10日、19日

◇課題

交替勤務の特性上、職員全員が会議に参加することが困難である。関連する職員が参加し利用者全員のケース会議を行うことは取り組めた。会議を行うとともに、検討結果の周知を図ることに努めたが、支援に関する一層の共有化を図ることが必要と思われる。

③ 苦情処理制度の利用を周知徹底する。

◇取り組み

施設運営並びに支援計画等に関する疑問や要望・意見等に関して、苦情解決窓口を設置し、施設や利用者支援の向上を図った。代理者・保護者にご意見箱に投函をお願いするとともに、直接連絡して戴けるように働きかけを行った。施設からのおたよりに意見募集を記載した。「ご意見記入用紙」を定期的に同封して返送して戴くことも継続して実施した。

◇評価

「ご意見箱」への投函数は29年度においては0件であった。意見を戴く手段として積極的な働きかけが必要である。保護者会総会の場で頂戴した2件のご意見を苦情ではないが要望・意見を挙げた。 (2件の苦情受付)

6月18日	食事の内容について	要望として確認する
6月18日	自主製品の改良及び種類増加	改善対応

◇課題

苦情や意見を出しやすい環境づくりのため、無記名（匿名）でも可能であることをお便りに記載して用紙を同封する工夫は実施しているが、現状に甘んじること無く一層の工夫の必要があると思われた。電話や面談・説明時においても気軽に意見や苦情が出せるような関係性を一層深めていく必要がある。

④ 日々の業務や支援の状況を振り返る機会を設定するため、業務振り返りシートの記入を導入する。

◇取り組み

業務振り返りシートの活用について再検討する機会を設けられずに終わる。

◇評価

業務振り返りシートの活用について再検討する機会を設けられずに終わる。

◇課題

日常的に煩雑な業務に追われてしまっている現状において、自らの支援業務を振り返る機会し、支援場面に活かす工夫と意識化が必要である。

3-3) 人材の確保と職員の資質向上

① 利用者支援において、人材は『宝』と捉え、安定的な人材確保に努める。

◇取り組み

求人ツールを活用するとともに、大学への求人活動、ハローワークや京都府福祉人材センターへの登録継続、福祉職場就職フェアの参加により求人活動を実施した。昨年度に認証取得した京都府の『きょうと福祉人材育成認証制度』により就職フェアに参加できる確率は向上した。

◇評価

生活支援員の採用については、新規採用は確保できず、年度内においての補充もできずに終わる。

◇課題

生活支援員の確保については、地理的環境の不利を超える魅力発信が求められる。『きょうと福祉人材育成認証制度』の認証団体であるが、職場や仕事の魅力を求職者に届ける工夫が必要と思われる。求職者向けのパンフレットの更新も検討したが新規更新に至らず、次年度に向けた取り組みが必要。求職者が少ない中、この地域に就職する可能性が低い現状がある。

② 職員に対する定期的な面談を行い、職員の職務に対する能力向上の意向を把握し、人材育成に取り組む。

◇取り組み

職員面談を実施し、職務に対する能力向上の意向確認や職務の現状について把握に取り組む。

◇評価

面談実施の日程調整が不十分で計画的・定期的な実施に至らず。1年かけて管理職を除く現場職員の面談実施に留まる。

◇課題

定期的な面談実施ができず、職員にフィードバックすることが出来ずに終わる。次年度においては、定期的な実施が出来るよう日程調整を図る必要がある。人事考課の導入には不可欠であるため、面談技術の向上も必要となっている。

③ 良質な支援サービスを提供できるよう、法人職員としての資質向上のため、職員研修を実施する。

◇取り組み

- a) 利用者に良質な支援サービスを提供するため、職員の障がい及び自閉症に対する専門性の確立並びに支援技術の向上に努めた。
- b) 外部委託による職員研修を実施し、職員の資質向上を図った。
- c) キャリアの浅い職員に対し、キャリアアップ研修の受講を図った。

◇評価

継続実施の外部委託による療育研修は、年間3回実施した。利用者支援について実践場面から『気づき』、『見立て』を得る機会を提供した。ケースを見つめ直し資料に落とし込む力をつけることは出来てきている。

ミュージックケア（音楽療法）を通して、利用者の日常生活では見られない変化や状況を知る機会を得た。年間6回実施した。

キャリアアップ研修の受講により、福祉における基礎を修得させる機会を提供した。

・ミュージックケア（音楽療法） 実施実績（計6回）

2017（平29）	4月11日、6月7日、7月4日、9月13日（職員研修）
2018（平30）	1月16日、2月6日

・療育研修 実施実績（計3回）

2017（平29）	7月22日（郷）、9月16日（郷）、10月21日（郷）
-----------	-----------------------------

◇課題

外部委託研修では、利用者支援の実践から支援の『見立て』を学ぶことを重点的に取り組んだが、支援レベルを底上げする基礎の学び直しに取り組めずに終わる。利用者支援における基礎的な引き上げについては、受講者を選定して外部実施の集合研修を受講できるよう働きかける必要があるが、現状の職員体制では出せない現状がある。職員確保が進まない中で負のスパイラルに陥っている状況がある。

3-4) 利用者の重度化・高齢化への対応

- ① 利用者の重度化・高齢化に伴う施設環境整備については、障がい者支援施設として可能な範囲において実施する。

◇取り組み

利用者の高齢化・機能低下に伴い、医療的・介護的な側面が際立つ対象者について、施設で安心・安全な生活を保障できるか否かを見極め、利用者のより良い生活や幸福感の所在について検討することに努めた。

◇評価

安全面確保を優先して支援を提供しているが、施設として可能な改修や備品の購入を実施し、利用者の安全面を確保するよう対応に努めた。

◇課題

施設の構造的な面から完全なバリアフリー化は困難な状況である。施設での環境では安全を担保できないケースも現存している。現状では、高齢者施設への移行は厳しい状況であるため、可能な限り危険回避し、安全面確保を行うことが優先されるに留まっている。年々機能低下を見せる利用者ケアの厳しさがある状況。

- ② 施設入所支援（夜間ケア）事業では受け止めが厳しい利用者に対しては、グループホーム（GH）や高齢者施設移行に向けた検討を実施する。

◇取り組み

当施設での生活が本人にとって安心・安全な生活を営むに当たり、不都合となってきた利用者に対して、施設移行に向け家族に説明し同意を得た上で関係機関と連絡を行い、移行に向けた取り組みを実施する。

◇評価

家族に対する説明・同意の部分で、利用者本人の状態像と施設の支援サービスが乖離している現状を理解してもらうことが難しく、利用者の生活の質を担保できない状況にある。

◇課題

施設移行の困難さはあるが、利用者本人が生活を営む場所ではなくなっている中で機能低下に対応しうる人員が不足している状況である。現状の支援体制において残された他利用者の対応が十分にできない場面も出てきている。

③ 医療機関との連携強化に向け、医療面の課題解消を目指す。

◇取り組み

医療機関との連携を強化するため、現状で受入が困難な診療科目における協力医療機関の検討を行う。

◇評価

現状の協力医療機関との連携に留まり、新たな協力医療機関との構築には至っていない。現状の協力医療機関に無い診療科目への協力医療機関とする対応については、家族の協力を頼っている状況となっている。

◇課題

今後、家族の高齢化に伴い、協力医療機関の診療科目外の受診協力については、不可能になってくることが予想され、受診科目の多い医療機関への受診の検討を進める必要があるが、受診に伴う人員の増員が急務となってくる。

3-5) 利用者の権利擁護への取り組み

① 利用者の権利擁護に向け、成年後見制度の活用を図る。

◇取り組み

代理者の高齢化に伴う利用者の代理機能が困難となるケースについて、利用者の権利擁護のため、成年後見制度の活用に向けた取り組みを行った。

◇評価

成年後見制度への移行が必要なケースについて、行政との連絡調整を図り、制度活用に向けた取り組みを行った。

◇課題

代理者が利用契約の代理機能は行うが、協力医両機関以外の受診同行や緊急時に連絡が取れないケース対象者が1名現存している。行政との連携を取りながら成年後見制度利用に向けた取り組みを継続して行う必要がある。

成年後見制度利用状況	
親族後見	4名
専門職後見	7名
成年後見制度を検討中	1名
成年後見制度利用が望ましい	1名
成年後見制度申し立て中	1名

② 法人、施設、支援員と利用者等は対等な契約関係であり、信頼関係作りに努める。

◇取り組み

個別支援計画における説明同意のプロセス管理の徹底を図った。
日常的な連絡については、真摯に対応した。

◇評価

今年度においても 6 ヶ月をかけて全利用者に対する個別支援計画策定の会議を設けることを徹底した。計画立案した利用者から順に説明、同意を得る過程を遵守した。日常的な支援に関する連絡については、滞りなく連絡を行い信頼関係の構築は例年同様に努めた。

◇課題

説明では立会が原則としているが、実際に立合えない、電話連絡も困難なケースも見受けられた。今年度末で3年間の利用契約満了となり新たに契約を更新するが、契約更新に至っていないケースが出ている。成年後見制度活用に向け、準備を進めている状況である。

- ③人権擁護意識の徹底のため、虐待防止委員会を適宜開催し、虐待の無い風通しの良い施設環境づくりに努める。

◇取り組み

虐待防止委員会（人権検討委員会）を設置し、虐待の基礎理解から始め、委員会から職員に発信した。津久井やまゆり園事件を振り返る情報提供も行う。

◇評価

虐待防止に関するマニュアルの読み合わせを図り、虐待の捉え方から立ち戻り検討を行った。年度末会議においても同様にマニュアルを用いて虐待防止に係る意識化を図った。

虐待防止委員会 実施実績 （計4回）

・虐待防止委員会（人権検討委員会） 実施実績（計4回）

2017（平29）	5月2日、7月10日、10月30日
2018（平30）	3月10日（年度末会議）

◇課題

虐待は、いつ、どこにでも起こりうる問題として共通認識を施設全体として持ち、職員全員が利用者に関わる際に無意識に不適切なケアを行ってしまうかもしれないという意識やその不適切な対応に気づく機会を提供していかねばならない。次年度においては、支援の改善に取り組まれた事例を聞く機会を設ける予定。

3-6) 地域貢献と社会参加

- ① 関係機関との連携強化と社会資源として、関係機関との協働と連携を図り、施設の社会資源としての役割を果たす。

◇取り組み

京都市、京都知的障害者福祉施設協議会、U-N-E-T（右京障害者支援ネットワーク）等を通じて、京都市内並びに右京区内の事業所との関係強化に努めた。京都府自閉症協会の専門部員として京都市が行うほほえみ交流活動支援事業の講師派遣協力を行った。また、他事業所の支援困難ケースに対する支援の助言を行う取り組みも実施した。療育支援の一環として京北地域内外の保育園児や地域高齢者向けのサロンにて、ミュージックケアを提供した。

◇評価

京都知的障害者福祉協議会では、特別委員会(人権権倫理委員会)の委員長として加盟事業所に対し障害者の権利擁護の向上に取り組んだ。

U-NETでは、引き続き、世話役として運営協力した。また、SANSARightでの福祉屋台やイオンモール五条店での福祉事業所展示即売会では、販売者として参加協力し、施設の啓発に取り組んだ。

職員研修会や京都府・京都都市における事業等の講師として赴き、社会貢献活動の一環として取り組みを実施した。

・講師派遣 実施実績 (計 16 回)

2017 (平 29)	5 月	27 日(しゃくなげ共同作業所職員研修)
	6 月	3 日(自閉症協会総会第 2 部コメンター)
	7 月	8 日(高機能自閉症・アスペルガーセミナー第 1 分科会)
	8 月	23 日(藤ノ森小学校職員研修)
	9 月	8 日(京都市ほほえみ交流活動支援事業①：北梅津小学校) 15 日(京都市ほほえみ交流活動支援事業②：納所小学校) 21、22 日(京都府強度行動障害支援者養成研修インストラクター①) 28 日(伏見区子どもはぐくみ室研修会)
	10 月	4、5 日(京都府強度行動障害支援者養成研修インストラクター②) 10 日(京都市ほほえみ交流活動支援事業③ ：右京児童館 15 館研修会) 11 日(美山育成苑職員研修)
	11 月	7、8 日(強度行動障害支援者養成研修インストラクター③)
	12 月	7 日(自閉症協会シニア G 勉強会)
2018 (平 30)	1 月	10、11 日(京都府強度行動障害支援者養成研修インストラクター④)
	2 月	19 日(八幡市市民向け障害者差別解消法研修会)
	3 月	13 日(東山区子どもはぐくみ室職員研修)

今年度も継続して京北地内の保育所へミュージックケアの指導に職員派遣を行い、児童療育並びに子育て支援における貢献活動として職員派遣を実施した。

また、高齢者の地域サロン活動においても職員派遣を実施した。

・ミュージックケア講師派遣 実施実績 (計 7 回)

2017 (平 29)	5 月	30 日(周山保育所子育て講座①)
	7 月	12 日(梅屋学区筋トレ教室)
		25 日(弓削保育所子育て教室①)
11 月	15 日(周山保育所子育て講座②)	
	28 日(弓削保育所子育て教室②)	
2018 (平 30)	1 月	31 日(弓削保育所子育て教室③)
	3 月	13 日(弓削自治会)

◇課題

各種団体で開催される研修会等への職員派遣や職員交流の機会提供を積極的に参画できるよう人材の確保に努めることが必要である。現状では実地研修に出ず人的余裕がない状況が続いている。

② 地域への施設開放の推進を図る。

◇取り組み

施設の開放については、時間帯を定め、施設利用者の使用と重複しないよう調整を図った。

災害時における福祉避難所として社会資源の機能を果たすよう心がけた。

◇評価

利用者が使用する時間帯を除いて施設（体育館）を開放し、高齢者のスポーツ（卓球）：2グループや共同作業所（しゃくなげ）、保護者と幼児のふれあいの機会に利用される機会を提供した。また、日祝日の利用希望もあり、可能な限り対応する。定期的利用では、週3～5回利用され、年間回数として200回近く利用されている。

◇課題

施設開放については、利用に際しては利用者の偏りが無いよう配慮していく必要がある。

③ 地域行事において参加可能な行事に参加し、地域との交流を図る

◇取り組み

年間計画に掲げる地域行事に状況に応じ可能な範囲で参加した。地域施設利用と利用者の社会参加を目的に外食支援を実施した。

◇評価

地域行事への参加については、全員参加ではなく、利用者の興味や能力、本人の希望に応じて参加する機会を提供した。行事参加が余暇では無く、逆に不安やストレスを生じさせるケースもあり、利用者個々に応じて対応することとした。利用者の楽しみとなる行事については、可能な限り参加できるよう配慮した。

・外食 実施実績（計5回）

2017 (平 29)	5月	23日(ルビノ京都堀川)
	6月	9日(B:れいん房)、13日(通所:レストランゆげ) 15日(C:ザめしや)、16日(D:れいん房)、23日(E:石屋) 28日(A:ほあんほあん)
	7月	28日(全体:れいん房)
	10月	12日(B:れいん房)、13日(通所:キャプテン) 20日(E:さと)、25日(D:れいん房)、 26日(C:れいん房・得得)、27日(A:ほあんほあん)
	11月	8日(A:ほあんほあん)、10日(BigBoy)、14日(C:ザめしや) 16日(D:レストランゆげ)、17日(B:れいん房)、 28日(通所:レストランゆげ)

◇課題

今年度においては職員の出勤数を確保できず、地元地域のイベントである山国さきがけフェスタに不参加となる。地域参加と併せて考えなければならない問題として職員の休日数の確保がある。平日の職員数を確保するため、日祝祭日には職員を休ませる必要がある。利用者の余暇、日中活動の充実や平日の支援者確保をどう捉えていくのか考えていく必要がある。

外食や外出（食事を伴う）については、医療的、栄養面から配慮が困難な対象者についても、今年度も外食利用先の協力を得て外食の機会を提供した。健康面を優先して代理者・保護者に承諾を得た上で実施している状況は昨年度と同様であるが、後半では対象利用者の体力的な問題により参加できない状況となった。

3-7) 法人運営基盤の安定化及び強化

- ① 障害福祉情勢及び社会福祉関連法制度改正を把握し、法人運営における一層の基盤強化を図り、今後における事業展開へ向けた検討を行う。

◇取り組み

社会福祉法人制度改革に則した法人運営を展開する。昨年度に算出した社会福祉充実残額の有効利用のため策定した社会福祉充実計画に沿って初年度分の執行を行った。法人基盤強化のため、また、現状の経営状況を把握し、経営基盤の安定を図った。新規事業展開の検討にも取り組む。

◇評価

法人運営基盤強化のため、新規事業展開に向けた検討を始めるが、深められないまま年度を終える。

◇課題

人材確保ができない状態で人件費が上がらず経営的に見て表面的には財政基盤が安定しているように見えるが、将来的な見地からは危機的な状況に差し掛かっている。安定的に人材が確保できず、職員の平均年齢も上昇している。若年層の職員確保が困難な状況が続くと施設の存続にも大きく影響すると思われる。50歳台半ばの職員が数年後には定年を迎える。先送りして定年延長したとしてもその数年後には同じこととなる。生きづらさを抱える利用者の豊かな生活を保障するためにも多角的な取り組みを検討・実施していかねばならない。

- ② 先進的な事業展開を実施している法人への見学及び実地研修を実施する。

◇取り組み

他事業所との連携及び行政機関との調整を図る。

◇評価

事業展開の検討については、他事業所との連携や行政機関との連絡調整に留まり、具体的な事業計画や事業認可に向けた取り組みに至らず。

◇課題

多角的な事業展開や複数事業の具現化に向け検討するが、法人として事業展開に関して実行的なノウハウを持ち合わせていないため、コンサルテーション並びに経営指導を請けなければ有効な事業検討・実施は進められないと思われる。

③ 京都市及び U-Net（右京障害者就労・生活事業所ネットワーク）等を通じて、右京区内の事業所との交流及び関係強化に努める。

◇取り組み

U-Net（右京障害者就労・生活事業所ネットワーク）を通じて、右京区内の加盟事業所との関係強化に努めた。

◇評価

U-Net では引き続き、世話役として運営協力した。また、SANSARight での福祉屋台やイオンモール五条店での福祉事業所展示即売会では、販売者として参加協力し、施設の啓発に取り組んだ。

◇課題

加盟事業所での職員交流会や学習会等に職員を派遣できず、職員レベルでの交流が出来ずに終わる。職員が他事業所の職員と交流できる機会を設けることができない状況を解消できずに終わる。

④ 京北地域の教育機関との交流学习を継続して取り組み、障がい理解を深める。

◇取り組み

継続して京北第二、第三小学校 6 年生児童を対象に障がい理解と施設紹介を骨子とした人権学習の授業を受け持った。

◇評価

京北地域で将来を担う児童に対して、障がい理解と近隣にある本施設の紹介を行い、理解促進と啓発を継続して実施することはできた。

◇課題

以前に実施していた地域内小学校との交流学习を再開できるよう調整を図るが、学校行事と施設の日程が合わず授業だけの交流に終わる。社会福祉法人として、社会貢献活動の一環として、今後も継続した取り組みを行うことが必要である。

平成 29 年度 障害者支援施設支援課（施設入所支援・生活介護・短期入所）

1 個別支援計画の策定

◇取り組み

・サービス提供のプロセスを適切に行う

- ① 計画相談に沿ったアセスメント（正しく知る・評価）、計画策定、提示、モニタリング（効果測定・分析）といった策定行程を大切に行った。
- ② 課題を中心とした計画策定から個々のストレングス（強み）や今持っている力を大事にできる視点に計画策定が行えるように心がけた。

◇評価

利用者一人ひとりの個別支援計画会議を実施し、計画策定を行った。一斉策定を行わず、6 ヶ月間をかけて利用者全員の個別支援計画会議を経て、計画立案することはできた。

◇課題

計画策定について時間の制約があり、会議を開催するが個々の『強み（ストレングス）』、『力』を掘り下げるまでに至らず、課題となっている。

2 健康の維持と清潔な住環境を整備する

◇取り組み

・清潔で安心して生活できる衛生的な環境づくりに努める。

- ① 日常的に清掃、衣類管理を適切に行った。
- ② 医療機関、看護師との連携に努め、日常的なケアに努めた。

◇評価

今年度は7月に感染症状の利用者が出現した。トイレ・浴室などの共有スペースの清潔保持など日常的に気配りを実施した。一旦、発症者が出現するとグループ単位で流行してしまう状況となる。

◇課題

医療面に関しては、協力医療機関である京北病院では対応できない事例が多く、今後、身体機能の低下や疾病を有する利用者に対しての支援の充実をどのように具現化していくか課題となっている。

3 生活支援並びに日中活動の再編・整備と可能性を探究する

◇取り組み

- ① 生活グループ・日中活動グループの編成を見直し、利用者一人ひとりの適正な生活・活動について検討し、可能性を探った。
- ② 余暇の過ごし方の充実を図り、利用者が休息的、活動的な潤いを感じられる支援を行う。

◇評価

できる限り利用者一人ひとりが力を発揮できるよう、自分の取り組みやすいタイミングや活動内容で主体的に活動できるよう支援を提供しているが、全ての活動において網羅出来ていない状況である。

◇課題

利用者の身体的な変化に応じた今後も活動内容の見直しを検討していく必要がある。行事以外のグループ余暇活動においては、利用者の興味であるドライブ中心となり、個々の趣向に沿った買い物の実施について実施が難しかった。

4 職員の資質向上を図る

◇取り組み

- ① 職員倫理を高め、人権意識を重視し利用者の尊厳を守ることに努めた。
- ② 職員行動規範を遵守し、記載事項の見直しを図った。
- ③ 他法人との合同研修をおこなうとともに、職員相互の短時間研修を実施した。

◇評価

人権倫理委員会を開催し、人権意識の向上を図るが、十分な周知徹底を図るまでには至らず。

職員行動規範の遵守を図るが、記載事項の見直しについては通年で実施することができずに終わる。

他法人との合同研修を継続して実施することはできた。

◇課題

研修実施は継続されているが、職場全体のスキルアップに繋がる研修を実施することが必要と思われる。

他法人への現地研修を調整するが双方の日程が合わず、次年度実施に向けて早期調整が必要である。

研修受講

2017 (平 29)	5月	22日(京都市社会福祉協議会「利用者の声を聴く」：中川原瀬奈) 24日(花ノ木医療福祉センター調理研修会①：村山利昭)
	6月	2日(京都府社会福祉協議会キャリアアップ [®] 初任者研修①：西村知子) 29日(京都府社会福祉協議会キャリアアップ [®] 初任者研修②：西村知子)
	7月	3日(京都府強度行動障害支援者養成基礎研修講義：上野麻衣) 10日(京都府強度行動障害支援者養成基礎研修演習：上野麻衣) 12日(京都府強度行動障害支援者養成基礎研修講義：太田幸夫) 19日(京都府強度行動障害支援者養成基礎研修演習：太田幸夫)
	8月	22日(京都府社会福祉協議会キャリアアップ [®] 初任者研修③：西村知子)
	10月	30日(摂食及び嚥下に関する基礎研修：正田ひろみ)
	11月	6-8日(京都府強度行動障害支援者養成実践研修：北村佳之) 26日(花ノ木医療福祉センター調理研修会②：村山利昭)
	2018 (平 30)	3月

5 その他

- ・実習受け入れ

華頂短期大学 2名 2月5日～16日

- ・今年度は静養室（和室）の改装を実施した。今後も利用者のよりよい生活・安心安全な生活環境づくりのため、必要な箇所の改修や改善を法人と今後の方針に合わせて実施する必要があると思われた。

(年間行事・実施)

4月	21日、24日、25日、26日、27日(喫茶活動①～④)
5月	16日(避難訓練①)、19日(運動の日①)、 25日(クラシックコンサート：京都コンサートホール&外食：ルビノ堀川)
6月	9日(日帰りレクA：淡路島)(外食B：れいん房)、13日(外食通所：レストランゆげ) 15日(外食C：ザめしや)、16日(外食D：れいん房) 23日(日帰りレクB：淡路島)(外食E：石屋)、28日(外食A：ほあんほあん)
7月	27日(U-Net 福祉屋台出店①)(避難訓練②) 28日(外食全体実施：れいん房)
8月	4日(運動の日②)、12日(初期消火訓練・通報模擬訓練) 25日(夏祭りBBQ：あうる京北)
9月	8日(日帰りレク通所：和菓子作り体験)(運動の日③)、14日(外食C：ザめしや) 15日(外食B：れいん房)、20日(外食A：ほあんほあん) 22日(日帰りレクD：福井若狭)(外食E：グラッチェガーデンズ) 29日(U-Net イオン展示即売会 イオン京都五条店)
10月	12日(外食B：れいん房)、13日(日帰りレクC：淡路島)(外食通所：キャプテン) 20日(外食E：さと)、21日(豊和園秋祭り出店)、25日(外食D：れいん房) 26日((U-Net 福祉屋台出店②)(外食C：れいん房・得得)(避難訓練③) 27日(日帰りレクE：USJ)(外食A：ほあんほあん)
11月	3日(京北ふるさとまつり)、8日(外食A：ほあんほあん)、10日(外食E：BigBoy) 14日(外食C：ザめしや)、16日(レストランゆげ)、17日(外食B：れいん房) 28日(外食通所：レストランゆげ)(避難訓練④)
12月	1日(運動の日④)、21日(U-Net 福祉屋台出店③) 22日(郷クリスマス会：ルビノ堀川)
1月	
2月	13日、15日、16日、19日、22日(喫茶活動①～⑤)、(U-Net 福祉屋台出店④)
3月	28日(避難訓練⑤)

(リスクマネジメント)

ヒヤリハットレポート (29年4月1日～30年3月31日)

項目	異食	不穩	感覚刺激	自傷	興味	転倒 転落	無外 未遂	けが	その他 (※)	合計
27年	2	0	0	0	0	0	10	0		12
28年	0	2	0	0	0	0	1	0	10	13
29年	2	0	0	0	0	8	0	0	9	19

(※) アセスメントに無い行動

- ・薬誤飲、衝動的な動き、移動時の確認不足、危険行為、盗品

(考察)

- ・ヒヤリハットレポートの中には既に起きてしまった事例、インシデントとして捉えられる事例もあり。
- ・今年度においても外出時の道路への飛び出し、移動の際の確認不足が目立った。
- ・該当者が同一人物であるため改めて注意が必要とされる。
- ・帰宅時の服薬管理及び確認不足も見受けられた。
- ・無断外出未遂の報告は、今年度は減少し配慮が行き届いていたと評価できるのか？
- ・転落事故が報告として挙げられ、加齢や機能低下によって動きづらくなってきている状況や直接的身体支援（介助）が増加していると考えられる。

事故報告書 (29年4月1日～30年3月31日)

事故種別

項目	転倒	転落	衝突	自傷	他傷	薬関連	無断 外出	けが
27年	3	0	0	0	0	2	0	0
28年	2	0	0	0	0	0	1	0
29年	4	0	0	0	0	3	3	0
項目	骨折	創傷	誤薬	器物 破損	打撲	合計		
27年	1	4	0	2	0	13		
28年	0	6	4	2	0	17		
29年	1	3	7	1	0	24		

原因・要因 (重複あり)

本人等 要因	疾病	機能低下	薬物処方	自傷	他害	利用者間 トラブル	その他
27年	0	2	0	0	0	0	0
28年	0	2	2	0	0	1	0
29年	0	5	0	0	0	1	6

介護者 要因	アセスメント不足	情報の共有不足	観察見守り不足	安全確認不足	不適切な介護手順	不適切な介護姿勢	介護者の人員不足
27年	2	0	8	3	3	0	1
28年	0	1	9	6	2	1	0
29年	3	1	11	10	6	1	2
環境 要因	設備不備	器具の不備	整理整頓の不備	その他			
27年	0	1	1	0			
28年	1	1	2	0			
29年	1	0	2	1			

本人要因：a 疾病 b 機能低下 c 薬物処方 d 自傷 e 他害 f 利用者間トラブル

介護者要因：a アセスメント不足 b 利用者の状況変化の情報の共有不足

c 観察・見守り不足 d 安全確認不足 e 介護手順が守られていない

f 不適切な介護姿勢 g 介護者の人数不足

環境要因：a 設備不備 b 器具の不備 c 整理整頓の不備

本人要因その他・・・情緒の不安定、ふらつき

(考察)

- ・利用者の機能低下からくる直接的身体介助が増加している。
- ・転倒に繋がるケースがあり、より一層の安全確認が求められる。
- ・多飲水による水中毒（低ナトリウム血症）やてんかんにより救急搬送ケースが2件あり、今後も同様の事故が増加すると予想され、支援現場における冷静な対応が求められる。
- ・服薬の誤飲や投薬忘れが増加の傾向である。ヒューマンエラーであるため、投薬手順に従って確実な投薬を実施することが必要である。

行動制限 報告書 (29年4月1日～30年3月31日)

日課場面による一時的な行動制限（タイムアウト）実施 (計2回)

日時	性別	所属	場所・場面	実施時間	実施理由
4月15日	男性	D	ルーム内 朝食中 (粗暴行為)	9:00 ～10:00	食事中、職員が離席時に他利用者に対しコップの茶をかけている。場面転換が必要と判断し行動制限を実施した。
10月6日	男性	B	ルーム内 過ごし時 (他害行為)	16:15 ～17:15	午前中から不穏な動きが見受けられていた。入浴は他利用者がいない状況で実施する。その後ルームと居室を行き来していたが、本人の前に居た利用者を叩く。原因不明で、衝動的な他害行為であり、他利用者の安全確保が必要と判断して行動制限を実施した。

防災関連

平成 29 年度は避難訓練の他、以下の通りに実施した。

月 日	実施事項	実施内容
5 月 16 日	避難訓練	厨房火災発生を想定した利用者の避難誘導訓練
7 月 27 日	避難訓練	厨房火災発生を想定した利用者の避難誘導訓練
8 月 12 日	初期消火訓練 模擬通報訓練	訓練用消火器を使用して消火訓練 119 番通報の模擬訓練 現場支援員及び労務委託（LEOC）調理職員が参加 いずれも右京消防署京北出張所署員の指導により 訓練実施する
10 月 26 日	避難訓練	厨房火災発生を想定した利用者の避難誘導訓練
11 月 28 日	避難訓練 初期消火訓練	厨房火災発生を想定した利用者の避難誘導訓練 消火担当が想定出火場所にて初期消火対応を実施
3 月 28 日	避難訓練 初期消火訓練	厨房火災発生を想定した利用者の避難誘導訓練 消火担当が想定出火場所にて初期消火対応を実施

○避難訓練 集結完了確認までの時間（分：秒）

	Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	Eグループ	通 所	消火担当
5 月 16 日	0 : 58	1 : 36	1 : 15	1 : 38	3 : 53	0 : 59	—
7 月 27 日	4 : 05	1 : 52	2 : 41	1 : 05	5 : 12	0 : 45	—
10 月 26 日	1 : 33	1 : 55	外食中	1 : 13	2 : 10	0 : 41	—
11 月 28 日	1 : 25	1 : 34	1 : 40	1 : 54	3 : 45	0 : 52	2:55
3 月 28 日	1 : 28	0 : 48	0 : 54	1 : 05	3 : 46	0 : 54	未測定

※11 月 28 日より避難訓練及び初期消火訓練を実施する。※京都市監査指導課による
実地指導より消火訓練も実施するよう指導を受け同時に実施することとした。

消火器による実放水は行わないが、消火器を用いて消火活動動作を行う。

- ・避難訓練では、所定の避難経路を通る、外靴には履き替えず上履きにて避難場所に移動することを徹底する。
- ・避難場所に指定したグループの場所を色分けすることも検討する必要がある。避難時に指定場所に避難していない利用者があるため、視覚優位を活かす方法を検討する。

平成 29 年度医務まとめ

I 医務運営内容

- ・健康診断結果の把握と管理
- ・投薬管理
- ・治療環境の提供（精神科相談・内科指示伺い）
- ・受診状況の把握・管理
- ・感染症予防対策の実施
- ・常備薬・衛生材料の管理

II 定期健康診断と疾病予防等実施状況

1. 定期健康診断

- ・4月20日（木）耳鼻科検診
- ・5月23日（火）前期健康診断
（診察、問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査、心電図、胸部 X 線）
- ・6月13日（火）眼科検診
- ・7月14日（金）歯科健診
- ・11月22日（水）後期健康診断
（診察、問診、血液検査、尿検査、大腸がん検診（希望者）、前立腺がん検診（希望者））

※蟻虫検査は1回/2年実施のため、今年度は未実施。次年度2月実施予定

2. 精神科相談（毎月第1木曜日）

- ・相談件数 62 件（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 13 日）
- ・定期薬処方 36 名（平成 30 年 3 月 13 日時点）

3. 内科嘱託医への相談（毎月第2木曜日）

- ・定期薬処方数 18 名（平成 30 年 3 月 13 日時点）
（高脂血症 6、アトピー性皮膚炎 3、高血圧 3、便秘症 2、痔疾 2、喘息 1、高尿酸血症 1、低カリウム血症 1、鉄欠乏性貧血 2、甲状腺機能低下症 1、凍瘡 1、花粉症 9）

4. 疾病予防

- ・血圧測定（高血圧治療中利用者 3 名）
- ・体重測定（毎月）
- ・バイタルサイン測定（体温、脈拍、呼吸、血圧、酸素飽和度、聴診）（必要時）
- ・インフルエンザ予防接種の実施
（平成 29 年 11 月 30 日入所者 44 名接種 4 名保護者対応で個別接種）
- ・内科嘱託医の往診（平成 29 年 11 月 9 日実施）

Ⅲ医療機関受診状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 13 日）

1. 受診科別件数（平成 30 年 3 月 13 日時点）

内科：30 件（風邪症状 13、消化器症状 5、クローン病 6、甲状腺疾患 2、副鼻腔炎 4）

外科：7 件（外傷 6、全身性発疹 1）

整形外科：3 件（関節炎 1、変形性膝関節症 1、骨折 1）

泌尿器科：6 件（尿閉 4、膀胱炎 2）

眼科：1 件（結膜下出血 1）

歯科：140 件（歯科健診後のフォロー受診から現在も 6 名が継続治療中）

救急搬送 3 件（てんかん発作に伴う外傷 1、低ナトリウム血症 2）

2. 入院件数

内科：3 件（肺炎 1、低ナトリウム血症 2）

内科（帰宅中）：1 件（敗血症、帰宅中に状態悪化し入院）

整形外科：1 件（骨折）

3. 受診医療機関

○職員付添：京北病院、山本クリニック、田村歯科、安井歯科、
としもりクリニック（精神科相談）

○保護者付き添：歯科サービスセンター、宇多野病院、丸太町病院

Ⅳ. 感染症の集団感染状況

平成 29 年 7 月上旬～7 月下旬に、発熱・咳嗽を主症状とする感染症が流行。症状は軽く、下痢や嘔吐などの消化器症状は見られず。16 名の利用者が罹患。

Ⅴ健康管理に関する問題点と方向性

1. 予防医学に基づいた健康管理と歯科口腔保健

利用者の多くは自分の体調の変化に気付くことが難しく、また適切に伝えることが苦手である。疾病の予防と異常の早期発見が重要となり、予防医学に基づいた健康管理が必要である。具体的には①有熟者のフィジカルアセスメントの実施（※）②毎月の体重測定と BMI 測定、③年 2 回の健康診断の実施とフォロー、④年 1 回の歯科健診の実施とフォロー、⑤他各種検診の実施（耳鼻科検診、眼科検診）、⑥担当支援員との情報交換と連携、⑦栄養士との情報交換と連携が必要である。

※フィジカルアセスメントとは問診、視診、触診、聴診、打診の技術使い、症状の把握や異常の早期発見をおこなうこと

2. 医療環境について

京北地域は医療環境が充実しておらず、受診できる診療科が限られている。耳鼻

咽喉科、婦人科、肛門科、血液内科、などの専門外来の受診は家族の協力が必要である。京北病院皮膚科は月2回（第1金曜日AM、第3木曜日AM）のみの診療体制だが、診療頻度訴少なさと液体窒素の不備もあり、皮膚科ならではの専門的な治療は受けられず、外科対応しているのが現状である。ほか、月1回の精神科相談では、精神科薬の調整を行っているが、てんかん発作に関する専門的な薬剤調整は出来ず、宇多野病院などの発作外来の受診は家族の協力が必要である。

3. 感染予防対策と発症予防対策

今年度は昨年度に比べ、施設内での感染症の流行が少ない年であった。平成29年7月上旬～下旬に発熱・咳嗽を伴う感染症が流行し、16名の利用者が罹患したが、その他は風邪症状で静養する利用者が時々見られる程度であった。

集団生活の中では、感染症流行のリスクは常にあるが、初期対応の不備が感染拡大につながることを昨年度の経験を通して学んだ。今年度は、感染拡大と発症の予防を目的に、インフルエンザ発症者の早期隔離、発症予防の抗インフルエンザ薬の投与についての手順を作成し、インフルエンザの発症に備えている。

平成30年3月13日時点では、施設内のインフルエンザ発症は確認されていない。

4. 利用者の高齢化に伴う誤嚥性肺炎の予防対策

今年度は誤嚥性肺炎にて入院になった利用者があり、利用者の高齢化に伴う嚥下機能の低下を実感する年であった。医療機関にて保護者対応のもと、嚥下機能評価の検査を受け、利用者は今後も誤嚥性肺炎を発症する可能性は高いとの結果であった。生活は全介助が必要で、全身管理の出来る施設での生活が望ましい状態になっている。

そこで、施設で出来る誤嚥予防対策として、食事姿勢や介助方法、使用するカトラリーの見直しを行った。食事環境を一定にすることで誤嚥予防につなげ、口から食べることを諦めない支援を目指した。

しかし、転倒による骨折もあり、年々低下する身体機能で、どこまで安全に当施設での生活が出来るのか、不安な中での支援は続いている。

平成 29 年度 食事部門まとめ

(1) 年間目標

- ①厨房の衛生管理・安全管理に努める。
- ②利用者の健康の維持・増進を図り、生活習慣病を予防する。
- ③調理を工夫し、多様な食生活にする。
- ④地域の産物や旬の食材を取り入れ（地消地産）、自然の恵みや四季の変化を持たせた調理にする。

(2) 取り組み

①病態栄養食

対象食事療法と対象者人数 ※重複者あり

肥満食	軽肥満食	高尿酸血症食	高脂血症食	軽高脂血症食	貧血食
1	3	8	5	2	4
減塩食	低残渣・低脂肪食	消化不良症食	刻み食一口大	刻み食部分的	刻み食 超
4	1	3	2	2	1
とろみ食					
1					

②個別対応食

- 1. 女子食 女性利用者→1600 kcal/day
- 2. 偏食 偏食利用者→状況により嗜好に合わせて調理する

③選択食

- 昼食の選択 毎週火曜日
- 飲み物の選択 随時

④グループ別リクエストメニュー 随時

⑤ハッピーバースデイリクエストメニュー 随時

⑥行事食 11月～3月 鍋料理屋 DAY 《各グループにて》

⑦季節料理 随時

⑧嗜好調査 2月実施

⑨研修等

5月 花ノ木医療福祉センター調理研修
～障がい者・高齢者にやさしい食事と調理～ 参加者 村山利

6月 京都市食中毒・感染症予防対策講習会 参加者 村山玲

11月 花ノ木医療福祉センター調理研修
～嚥下困難な人への食事提供～ 参加者 村山利

11月 京都市特定給食施設等講習会
～地域包括ケアシステム～ 参加者 村山玲

3月 京都市特定給食施設等講習会
～災害時等の給食提供・防災対策～ 参加者 村山玲

⑩残食調査

朝・昼・夕食別に残食状況を調査(毎日)

⑪材料費 (平成29年4月～平成30年1月の平均)

一食あたり 284.65円 一日当たり 853.97円

(3) まとめ

・病態栄養食について

病態栄養食の複雑化・多種類により、調理業務が滞ることなく遂行出来るように調整をしながら進めました。

年度途中 咀嚼機能や嚥下機能の低下で、食事形態の調整を行いながらの利用者もおられた。

嚥下障害による誤嚥性肺炎や低栄養にならないように、検食簿を通して食事の提供方法や食材の選択を行い、安全で負荷の少ない食事を提供するように努めました。

今後も病態食や嚥下食は増える事は予想されます。

今の体制では無理も出てくると思われ、今まで通り全体のバランスをとりつつも今後に向けて効率的に提供する方法や体制を模索しな

がら進めなければと痛感しております。

また 前年度より、やせ利用者の改善に努めました。

28年4月においてBMI18.5以下のやせ対象者は16名でしたが、
29年3月には10名と減少し、更に30年1月には6名となりました。
(6名の利用者も1年間で平均BMI0.68up)

疾病予防とともに免疫力アップ・病気に負けない体力を作り、「生」の原動力である「食」をもっと美味しく楽しんでいただけるように工夫します。

・行事について

冬季には、鍋を使った温かいお料理を食べていただきました。

当たり前の食事を集団という枠の中でも普通に提供できるように、利用者の喜びを奪う事のないようにと願います。

そして作る側の苦労と努力が利用者の生きる喜びや幸せ・明日の希望へと繋がるように…喜ばれる食事作りを今後も努力します。

・給食費について

野菜の高騰が例年以上長く続き、どの食材自体も価格上昇とそれを抑えるために商品が小型化される傾向にあります。

今後も委託会社の協力を得て、更に食材の工夫と無駄を無くした計画生産を実施するとともに生の野菜・国産・手作りにこだわり、奥深い食事を提供したいと考えます。

・厨房内環境整備について

冷凍庫の故障により、新規の冷凍保管庫を8月に購入頂きました。

今までの冷凍庫より大きく、食材毎に区分して収納することが出来るようになり、食材管理及び衛生管理が行き届くようになりました。

今後も食中毒発生の可能性があるものを1つずつ取り除き、安全で安心して頂けるお食事を提供するように努めます。

平成29年度 相談支援事業報告

(1) 支援の方針

事業の運営の主体が指定特定相談支援の実施であることから、利用者の意思及び心身の状況、また、ご家族の思いの確認を行いつつ、サービス利用の相談や手続き等を行ないました。

(2) 職員数

- ・職員体制：相談支援専門員 2名

(3) 事業内容

- ・アセスメントの実施（支援区分の判定と合わせ支援区分調査と兼用）
- ・サービス等利用計画案の作成
- ・サービス担当者会議への参加
- ・サービス等利用計画の作成
- ・モニタリングの実施

サービス等利用計画の作成(更新) 30件

モニタリングの実施 14件

支援区分認定調査 24名